

平成30年度 新発田市立七葉中学校いじめ防止基本方針（改訂版）

新発田市立七葉中学校

はじめに

この新発田市立七葉中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止等のための取組の基本方針

（1）いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、家庭・地域へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

（2）いじめの定義

法によれば、いじめの定義は以下のように規定されている。

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

- この定義によると、以下の4点について留意する必要がある。
 - ・ 行為の継続性は問わない（1回でもいじめになり得る）こと
 - ・ 被害の軽重は無関係であること
 - ・ 加害側の意図、故意という動機は含まれない（心身に苦痛を与えたら「いじめ」という結果責任を負う）こと
 - ・ 優位－劣位は固定された関係ではないことが規定されていること
- 具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。
 - ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（3）いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。

- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「学校評価アンケート」を活用して、学校及び生徒の実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。(PDCA サイクルによる)
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(4) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうために「いじめ・不登校対策委員会（以下「校内委員会」という。）を設置する。

② 構成員

- ・ 校長、教頭 ・ 生徒指導主事 ・ 学年主任 ・ 養護教諭 ・ 該当学級担任
- ・ スクールカウンセラー・必要に応じた担当者

③ 組織の役割

- ・ 学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報・連絡の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ いじめの疑いに関する情報があつた時の緊急会議の実施、いじめの情報迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携した対応

(5) 地域・保護者との連携

① 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

- ・ PTA 総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
- ・ 保護者向けの講演会を年間1回程度実施する。

② 生徒に関する各種アンケート結果や学校の取組を学校便り、学校HPなどで発信する。

③ 地域の活動によるいじめの未然防止に努める。

(6) 関係機関等との連携

① 新発田市 SSW、警察、児童相談所、市教委、民生児童委員、保護司、市担当弁護士等と連携を図る。

② 中学校区幼保小中の連携を強化する。

3 いじめ防止等に向けた具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・ 道徳教育、人権教育、同和教育の充実（教育計画 P36～）
- ・ 社会性の育成
(授業、特別活動、行事等を通じた、お互いに認め合う集団づくり)
- ・ 生徒の手によるいじめ防止の取組（絆づくり集会、あいさつ運動等）
- ・ 中1ギャップ解消の取組（小中連絡会、小中交流会、すこやか育成会等）
- ・ 日常的な職員間の連携・情報交換（小中連絡会、中学校区研修会）

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ 生徒との会話、生活ノートの活用などで、日常における生徒の様子を観察する。
- ・ 全員対象のいじめにかかわる内容を含む生活アンケートを月1回実施する。
- ・ 学期1回の教育相談を実施する。
- ・ スクールカウンセラー（週1回程度来校）やS S W（必要時）の活用をはかる。
- ・ 職員間の情報共有のために生徒指導週報を発行する。

(3) いじめへの即時対応の取組

- ① いじめ、またはいじめが疑われる事案を発見、もしくは本人や保護者、友達等からの情報を得た場合は、学年主任及び生徒指導主事へ報告する。

↓

- ② 報告を受けた生徒指導主事は管理職に報告するとともに、校内委員会を開催し、情報共有、対応について協議・決定する。

↓

- ③ 当該生徒について事実確認を行い、調査事項を校内委員会に報告する。

↓

- ④ 校内委員会で調査事項を精査し、いじめかどうかの判断を行うとともに、生徒および保護者への対応について指示する。必要に応じて、関係機関に連絡する。

↓

- ⑤ 関係職員で、生徒及び保護者への指導を行い、その結果について校内委員会へ報告する。

4 校内研修

いじめを生まない防止策の一つとして、学習活動の充実と、そのための授業改善が重要である。「わかる授業、すべての生徒が主体的・協同的な学習が成立できる授業」の実現を目指し、「目標と意欲をもって学習する生徒の育成～互いに高め合う「共同学習」の充実を図る～」を研究主題として授業改善に取り組む。それと共に、生徒理解にかかわる研修の充実を図っていく。特に一人一人の特性がわかる資料を介しての全職員の周知、特性を踏まえた対応、自己肯定感を高められるための方法・方策の研修に力を入れる。

そのために次のことを実施する。

(1) 授業に関わる取組

- ・ 校内研修に関する年間計画→1人1授業公開の実施
- ・ 学習規律の定着。正しい姿勢、忘れ物しない、発表の仕方と聞き方、チャイム前着席の定着が生徒のストレスを減少させることを再確認する。

(2) いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組

- ・ 4月初めの「特別な取組よりも日常の授業が生徒のストレスを減少させる。それがいじめの未然防止につながる」ことを確認できる職員研修の実施
- ・ H21年7月に国立政策研究所発行の生徒指導支援資料5「いじめに備える」等を活用した職員研修の実施
- ・ H21年3月配付の「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」を活用した職員研修の実施

5 いじめ防止等に向けた取組の評価

- ・ 適切に機能しているか点検し、より実効性の高い取組を実施する。(P D C Aサイクルの実施)
- ・ 夏季休業、冬季休業、年度末休業に規律・学力・自己有用感・人間関係づくりの能力の内容を点検し、改善をはかる。アンケート項目は基本8項目とする。
- ・ いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応及び生徒児童の自殺予防について(通知)に別添された「組織的な対応等についてのチェックリスト」を活用し点検する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

いじめ防止対策推進法 第5章 重大事態への対処

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記のいじめ対策推進法の第28条を受けて、「重大事態」を次のように定める。

- ① いじめにより在籍生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 生徒が自殺または企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」：年間30日を目安）
 - 「相当の期間」については、上記日数を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、校内委員会の判断により、迅速に着手する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で校内委員会が「いじめの結果ではない」「重大事態ではない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして調査、報告等にあたる。

(2) 重大事態の報告

重大事態発生 学校 → 市教育委員会 → 新発田市長

(3) 調査の主体について

- ① 学校が主体となっていく場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）
- ② 市教育委員会が主体となっていく場合
(学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、及び学校の教育活動に支障をきたす場合)

(4) 調査を行う組織

- ・ 重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ・ 学校における「校内委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ・ この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図る。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

①被害生徒からの聴き取り

- ・ 学級担任または部活動顧問などいじめられた生徒が話しやすい職員が聴き取りに当たる。
- ・ いじめられた生徒の安全を最優先する。
- ・ いじめられた生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ・ いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、今後の調査について協議する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。調査結果は、随時報告し情報を共有する。

②加害生徒からの聴き取り

- ・ 所属する学年部職員が原則として聴き取りに当たる。
- ・ できるだけ事実の確認に努め、生徒の言い分もしっかり聴き取る。

③事実関係把握のためのアンケート調査等の実施

- ・ 関係学年の生徒に無記名の調査で実施する。
- ・ 事実関係を知っていそうな生徒からは個別に聴き取りを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ア いじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係について説明する。

この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。

- ・ いじめ行為がいつ ・ 誰から ・ どのような態様で
- ・ 学校がどのように対応したか

イ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないように留意する。

ウ 質問紙調査の実施によって得られた結果は、いじめられた生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

エ 調査を行う際には、調査方法及び内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

②調査結果の報告

ア 調査結果については、市教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する。

イ いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会をとおして、新発田市長に送付する。

(7) 加害生徒、観衆(面白がって見ている生徒)、傍観者(見て見ぬふりをしている生徒)への指導

①加害生徒への指導

- ・ 加害生徒の心情を理解した上で、被害生徒の心情に思い至らせる指導を行う。
- ・ 保護者へ事実を報告し、関係改善へ向けて協力を依頼する。

②観衆への指導

- ・ 直接いじめに荷担していなくても、面白がる行為はいじめと何ら変わらないことを理解させた上で、被害生徒の心情に思い至らせる指導を行う。

③ 傍観者への指導

- ・ 見て見ぬふりをすることはいじめを助長する行為であることを理解させ、被害生徒の心情に思いを至らせると共に、同様なことが起こった時の対処法について指導する。